

平成28年第3回南島原市教育委員会定例会

日時 平成28年3月22日(火) 午後2時

場所 南有馬庁舎 2階会議室

議事日程

第1 開 会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告

第5 議案審議

- ・ 議案第9号 南島原市立慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校の教育財産の用途廃止について
- ・ 議案第10号 南島原市文化財の指定について
- ・ 議案第11号 南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について
- ・ 議案第12号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について
- ・ 議案第13号 南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について
- ・ 議案第14号 南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第15号 南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第16号 南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第17号 南島原市就学指導委員会規則を廃止する規則について
- ・ 議案第18号 南島原市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について
- ・ 議案第19号 南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第20号 南島原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第21号 南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第22号 南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則について

- ・ 議案第23号 南島原市原城オアシスセンター条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第24号 南島原市ありえコレジヨホール条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第25号 南島原市北有馬ピロティ文化センター日野江条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第26号 南島原市加津佐青年・婦人会館条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第27号 南島原市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第28号 南島原市みそ五郎の森総合公園の管理利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第29号 南島原市立小・中学校体育施設の利用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第30号 南島原市文化財専門委員会設置規則を廃止する規則について
- ・ 議案第31号 南島原市奨学資金償還補助金交付要綱の制定について
- ・ 議案第32号 南島原市総合型地域スポーツクラブ支援補助金交付要綱の一部を改正する告示について
- ・ 議案第33号 国指定史跡原城跡、日野江城跡及び吉利支丹墓碑保存管理計画等策定委員会設置要綱を廃止する告示について
- ・ 議案第34号 南島原市学校支援共同実施室組織運営規程の一部を改正する訓令について
- ・ 議案第35号 南島原市嘱託職員の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第36号 南島原市教育委員会の事務局に勤務する指導主事の給与等に関する規則の一部を改正する規則について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の申請について
- (2) 夏季休業中の学校閉庁日の設定について
- (3) 次回教育委員会定例会の開催について
- (4) その他

第7 閉会

南島原市教育委員会定例会教育長報告

○平成28年2月の諸会議並びに諸行事

24日(水) 14:00 定例会教育委員会(南有馬庁舎)

17:00 高校未来創造を考える会(諫早市)

25日(木) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)

26日(金) 8:30 教育委員会臨時会(南有馬庁舎)

10:00 議会一般質問(有家庁舎)

13:30 市教頭研修会(オアシスセンター)

27日(土) 10:00 第15回南島原市セミナーヨ現代版画展表彰式(コレジヨホール)

13:00 自民党県連移動政調会島原半島ブロック(島原市)

28日(日) 9:00 第25回原城マラソン大会(南有馬小学校グラウンド)

29日(月) 10:00 議会一般質問(有家庁舎)

19:30 平成27年度青年団連絡協議会総会(カムス)

○平成28年3月の諸会議並びに諸行事

1日(火) 10:00 県立高校卒業式(口加高校・翔南高校)

10:00 議会議案質疑(有家庁舎)

3日(木) 10:00 議会予算審査特別委員会(有家庁舎)

4日(金) 11:00 野澤先生絵画寄贈受領(深江町)

14:45 第9回校長研修会、永年勤続表彰(カムス)

5日(土) 10:00 第18回有馬ひょうたん展開会式(北有馬ピロティエー)

8日(火) 10:00 議会文教・厚生委員会(有家庁舎)

15:00 北方領土スピーチコンテスト表敬訪問(西有家庁舎)

10日(木) 9:30 学校給食会役員会(コレジヨホール)

19:00 歯科保健推進協議会(有家保健センター)

12日(土) 8:00 第20回少年軟式野球有家大会(有家総合運動公園)

- 12日(土) 9:00 有家小学校校区少年消防クラブ入隊団式(南島原消防署)
10:00 三十五回康平忌(第三回宮崎康平賞表彰)(島原市)
10:00 長崎県スポーツコミッション設立総会(長崎市)
- 13日(日) 9:00 南島原市学校給食会調理員採用試験(カムス)
- 15日(火) 9:30 市内中学校卒業式(各中学校)
10:15 口之津海上技術学校卒業式(口之津海上技術学校)
15:15 南島原市特別支援教育助手面接(南有馬庁舎)
- 16日(水) 19:30 新給食センター建設龍石地区自治会長説明会(西有家公民館)
- 17日(木) 9:30 市内各小学校卒業式(各小学校)
17:00 平成遣欧少年使節海外派遣事業壮行会(西有家庁舎)
- 18日(金) 10:00 議会閉会(有家庁舎)
- 19日(土) 19:00 市制施行10周年記念式典歓迎会(真砂)
- 20日(日) 10:00 市制施行10周年記念式典(コレジオホール)

議案第9号

南島原市立慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校の教育財産の用途廃止について

提案理由

南島原市立慈恩寺小学校、長野小学校、見岳小学校、布津小学校第一分校及び布津小学校第二分校の一部を教育財産としての用途を廃止し、市長部局へ普通財産として所管換えしたいので、教育委員会の意見を求める。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

1、用途廃止する財産

- (1) 南島原市立慈恩寺小学校（南島原市西有家町慈恩寺1373番地第1）
建物 延べ1,554㎡
土地 4,710㎡
- (2) 南島原市立長野小学校（南島原市西有家町長野1776番地）
建物 延べ1,688㎡
土地 6,108㎡
- (3) 南島原市立見岳小学校（南島原市西有家町見岳1116番地）
建物 延べ1,578㎡
土地 7,551㎡
- (4) 南島原市立布津小学校第一分校（南島原市布津町甲381番地）
建物 668㎡
土地 3,358㎡
- (5) 南島原市立布津小学校第二分校（南島原市布津町丙825番地）
建物 378㎡
土地 3,193㎡

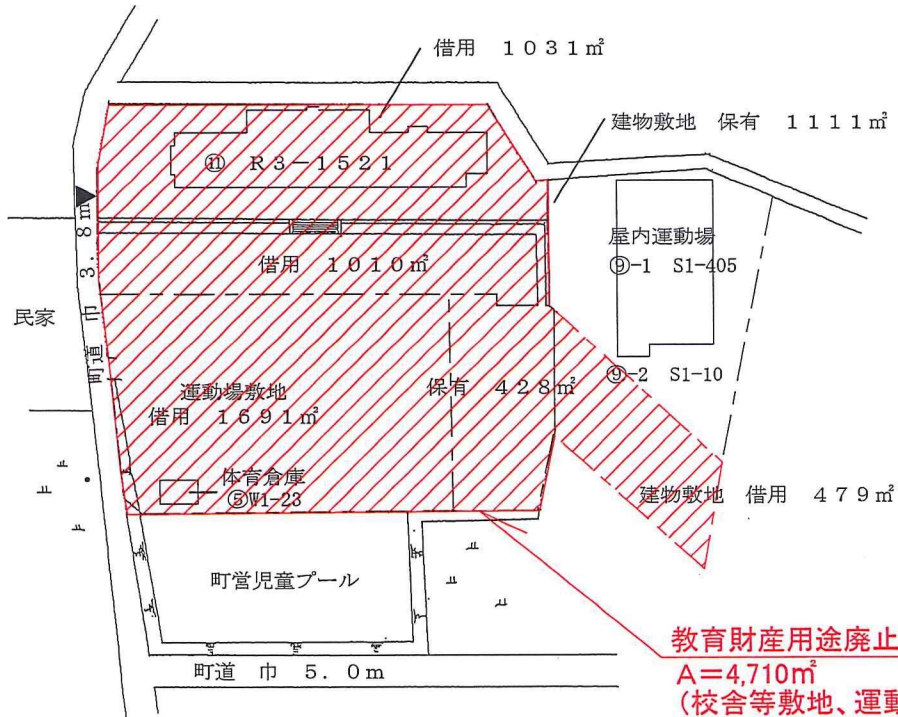
2、用途廃止する期日

平成28年3月31日

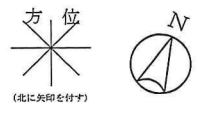
平成27年度

施設の配置図	縮尺	1 / 1000	学校名	慈恩寺小学校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学校)	整理番号
					42	214	0324		

- 凡例
- 建物
- ⊕ 未とりこわし建物
 - ⊖ 危険建物
 - ⊗ 借用建物
 - ⊖ 一時使用建物
 - ⊖ 屋外教育環境整備事業によるもの



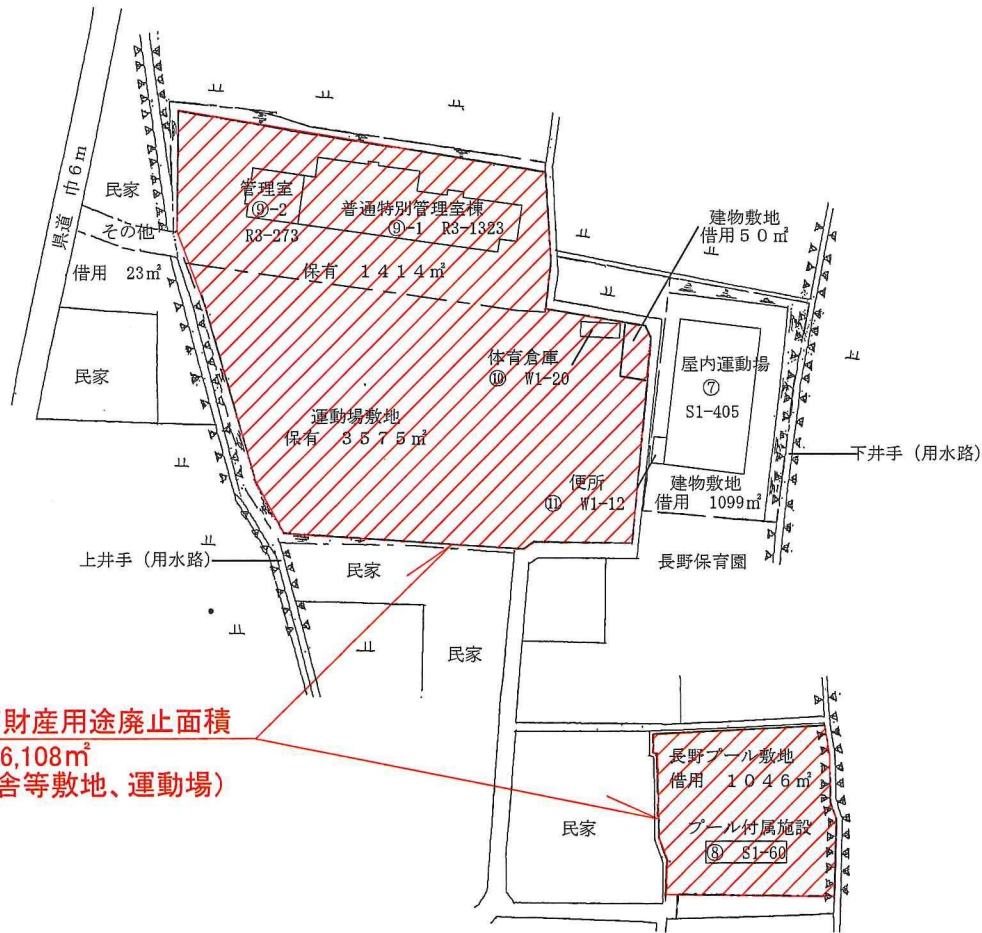
教育財産用途廃止面積
A=4,710 m²
(校舎等敷地、運動場)



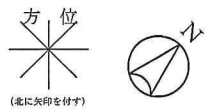
平成27年度

施設の配置図	縮尺	1/1000	学校名	長野小学校					調査番号			
				(都道府県)	(市町村)	(学校)		整理番号				
				4	2	2	1	4	0	3	2	5

- 凡例
- 建築物
- 未 未とりこわし建物
 - 危 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - 屋外 屋外教育環境整備事業によるもの



教育財産用途廃止面積
 $A=6,108\text{m}^2$
 (校舎等敷地、運動場)



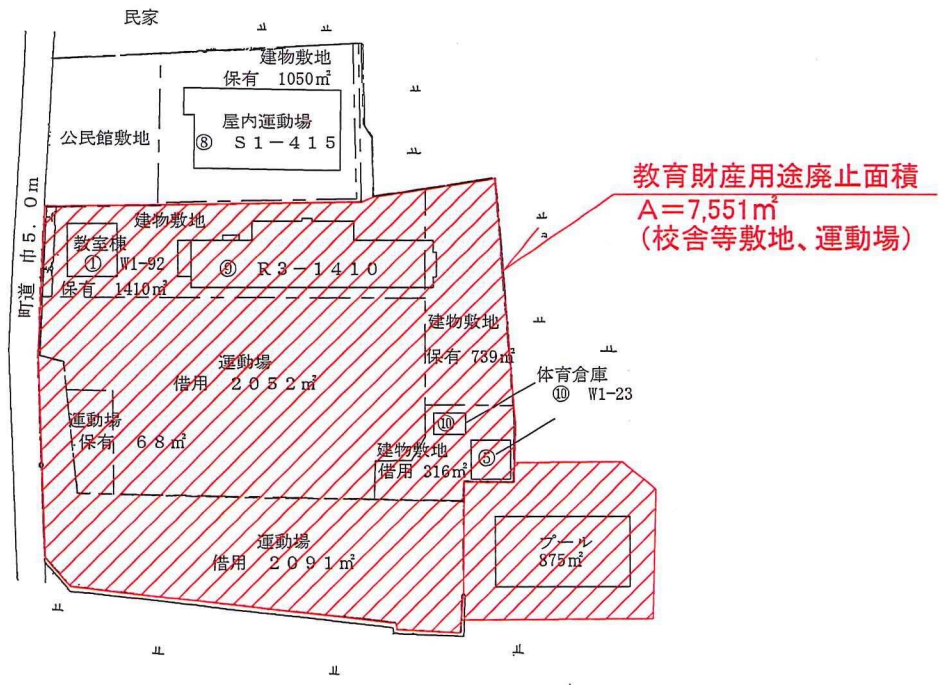
平成27年度

施設の配置図 縮尺 1/1000

学校名 見岳小学校

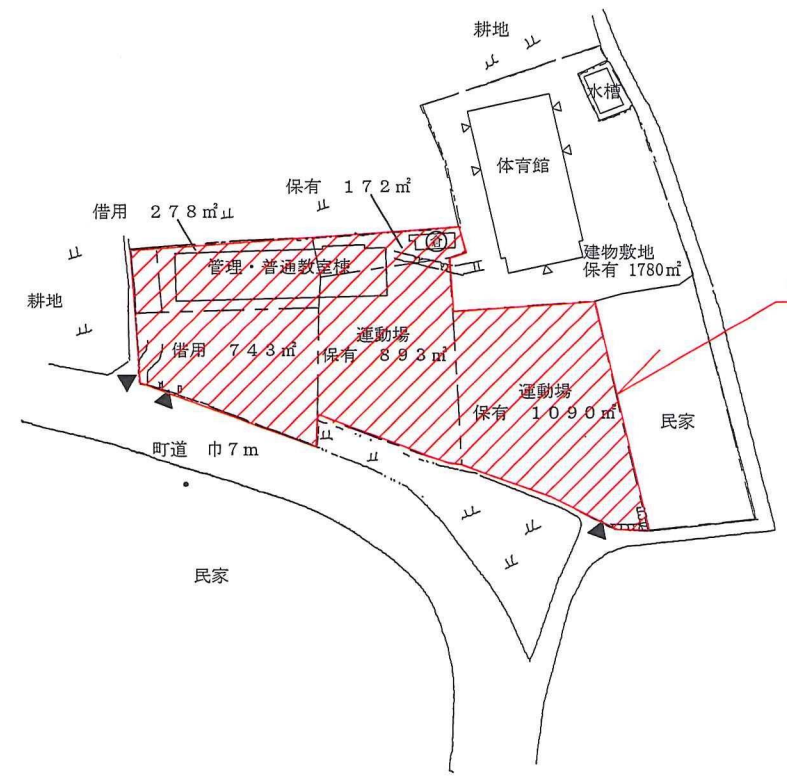
調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学校)	設置年度
42	214	0327		

- 凡例
- 建物
- Ⓜ 未とりこわし建物
 - Ⓢ 危険建物
 - Ⓝ 借用建物
 - Ⓛ 一時使用建物
 - Ⓜ外 屋外教育環境整備事業によるもの
 - Ⓢ 倉庫
 - Ⓝ 簡易的な小規模構造物
 - Ⓛ 吹きさらしの廊下
 - Ⓜ 門
- 方位
N
(北に矢印を付す)

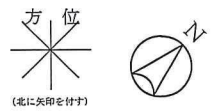


施設の配置図	縮尺	1 / 1000	学校名	布津小学校 第二分校	調査番号	(都道府県)	(市町村)	(学校)	整理番号
						4 2	2 1 4	0 3 3 5	

- 凡 例
- 建 物
- ⊖ 未とりこわし建物
 - ⊖ 危険建物
 - 借 借用建物
 - 一時 一時使用建物
 - ⊖(外) 屋外教育環境整備事業によるもの
 - 倉庫



教育財産用途廃止面積
 $A = 3,193 \text{ m}^2$
 (校舎等敷地、運動場)



議案第10号

南島原市文化財の指定について

提案理由

南島原市文化財保護条例第4条第1項の規定により、南島原市文化財として、別紙のとおり指定したいので提案する。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

市指定文化財追加(予定)一覧

整理番号	指定台帳番号	文化財の名称	種別	地区(旧町)	文化財所在地	所有者	備考
1	11	殿様道路の石畳	史跡	有家	有家町石田855地先	市所有	
2	13	井出口キリシタン墓碑群	有形文化財	深江	深江町丁2447 墓地内	市所有	
3	15	桜馬場キリシタン墓碑群	有形文化財	有家	有家町尾上5632 キリシタン公園内	市所有	
4	32	今福キリシタン墓碑	有形文化財	北有馬	北有馬町丁564 墓地内	市所有	
5	10	流死菩提供養塔(布津)	有形文化財	布津	布津町乙1728-1	国所有	
6	7	高岩神社イヌマキ	天然記念物	西有家	西有家町長野1712 高岩神社境内	個人	
7	8	龍石海岸露頭	天然記念物	西有家	西有家町龍石6100-2 琴平神社境内	個人	
8	9	眼鏡橋	史跡	布津	布津町飯野	自治会管理	
9	12	流死菩提供養塔(南有馬)	有形文化財	南有馬	南有馬町丁423	自治会管理	
10	14	山ノ寺宝篋印塔	有形文化財	深江	深江町乙2115	個人	
11	16	中山キリシタン墓碑群	有形文化財	有家	有家町尾上625 墓地内	自治会管理	
12	17	久保キリシタン墓碑	有形文化財	有家	有家町久保233-4	個人	
13	18	平野キリシタン墓碑	有形文化財	有家	有家町小川741	個人	
14	19	長田キリシタン墓碑	有形文化財	有家	有家町尾上1983	個人	
15	20	陣之内キリシタン墓碑群	有形文化財	有家	有家町大苑658	個人	
16	21	堀之内キリシタン墓碑	有形文化財	有家	有家町山川962 墓地内	個人	
17	22	四面宮石像物群	有形文化財	有家	有家町山川1277-1 温泉神社境内	個人	
18	23	祥岳禎公禪師板碑	有形文化財	有家	有家町山川1281 個人宅地内	個人	
19	24	慈恩寺キリシタン墓碑群	有形文化財	西有家	西有家町慈恩寺1392 八幡神社境内	個人	
20	25	おさんじょうキリシタン墓碑群	有形文化財	西有家	西有家町龍石4794 墓地内	個人	
21	26	見岳キリシタン墓碑群	有形文化財	西有家	西有家町見岳1032	個人	
22	27	上見岳キリシタン墓碑群	有形文化財	西有家	西有家町見岳1930 墓地内	個人	
23	28	須川キリシタン墓碑群	有形文化財	西有家	西有家町須川240	個人	
24	29	下観音寺五輪塔群	有形文化財	西有家	西有家町慈恩寺2155-2番地先	個人	
25	30	千代万代の塔	有形文化財	西有家	西有家町長野1795-1	個人	
26	31	流死菩提供養塔(西有家)	有形文化財	西有家	西有家町須川310-1	個人	
27	33	古園宝篋印塔群	有形文化財	南有馬	南有馬町己297-1	個人	
28	34	島原の乱供養塔	有形文化財	南有馬	南有馬町乙856-1	個人	
29	35	唐人常夜灯	有形文化財	口之津	口之津町甲15 口之津公園内	個人	
30	36	山田右衛門作の供養塔	有形文化財	口之津	口之津町丁2732-1	個人	
31	37	山口玉泉寺仁王像(阿形像と吽形像)	有形文化財	加津佐	加津佐町戊295	個人	

※指定台帳番号1～6は、既存の指定台帳番号になるため欠番

議案第 1 1 号

南島原市教育委員会事務局職員の辞令発令について

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 8 条第 7 項の規定により、別紙の者に対し辞令を発令したいので、教育委員会の意見を求める。

平成 2 8 年 3 月 2 2 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市教育委員会事務局職員辞令交付対象者一覧

【退職者】

(平成28年3月31日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
長崎県南島原市立有家中学校校長	湯治 康信	教育委員会事務局学校教育課長兼指導主事
市長部局(退職)	近藤 剛司	教育委員会事務局生涯学習課参事

【市長部局への出向者】

(平成28年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
企画振興部情報統計課長	松藤 邦夫	教育委員会事務局教育総務課施設管理班参事
農業委員会事務局農政班参事	長池 和憲	教育委員会事務局生涯学習課西有家教育振興班参事
総務部口之津支所副参事	陣川 和士	教育委員会事務局生涯学習課副参事
総務部加津佐支所副参事	宮本 和明	教育委員会事務局教育総務課副参事
福祉保健部保護課副参事	金子 俊介	教育委員会事務局学校教育課副参事
総務部総務課主査	松坂 龍	教育委員会事務局スポーツ振興課主査

【新規採用】

(平成28年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	田中 茂樹	長崎県南島原市立見岳小学校教頭
教育委員会事務局学校教育課主幹兼指導主事	松島 由幸	長崎県島原市立第一中学校教諭
教育委員会事務局生涯学習課主事補	細波 雄太	

【市長部局等から教育委員会への転入者】

(平成27年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課副参事	林田 直幸	建設部建設課副参事
教育委員会事務局教育総務課主査	丸山 浩一郎	総務部深江支所主査
教育委員会事務局生涯学習課主査	梅津 恵里	監査委員事務局主査

【配置換又は昇格に伴う職員】

(平成28年4月1日付)

新 所 属	氏 名	旧 所 属
教育委員会事務局学校教育課長兼指導主事	本多 正興	教育委員会事務局学校教育課学校教育班参事監兼指導主事
教育委員会事務局学校教育課学校教育班参事監兼指導主事	本村 英治	教育委員会事務局学校教育課参事監兼指導主事
教育委員会事務局生涯学習課教育振興班参事	橋本 美保	教育委員会事務局生涯学習課参事
教育委員会事務局教育総務課総務班参事	荒木 一弘	教育委員会事務局教育総務課総務班副参事
教育委員会事務局教育総務課施設管理班副参事	吉田 賢広	教育委員会事務局教育総務課副参事
教育委員会事務局生涯学習課副参事	小谷 和也	教育委員会事務局生涯学習課主査
教育委員会事務局教育総務課主事	曾宮 静香	教育委員会事務局教育総務課主事補

【兼任又は併任発令】

(平成28年4月1日付)

新 所 属	氏 名	所 属
南島原市教育委員会事務局職員に任命する (併任) 深江公民館長に任命する 深江ふるさと伝承館長に任命する	森山 博之	総務部深江支所長
ありえコレジヨホール館長に任命する 堂崎公民館長に任命する 総合学習センター所長に任命する 西有家公民館長に任命する	橋本 美保	教育委員会事務局生涯学習課教育振興班 参事
南島原市教育委員会事務局職員に任命する (併任) 北有馬ピロティー文化センター日野江館長に 任命する 北有馬折木公民館長に任命する	吉田 稔	総務部参事監兼北有馬支所長
南島原市教育委員会事務局職員に任命する (併任) 口之津公民館長に任命する	末續 義則	総務部口之津支所長
南島原市教育委員会事務局職員に任命する (併任) 加津佐公民館長に任命する	福田 武久	総務部参事監兼加津佐支所長

議案第 1 2 号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

提案の理由

学校保健安全法第 2 3 条第 3 項の規定により、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱したいので提案する。

平成 2 8 年 3 月 2 2 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

平成28年度 南島原市小学校・中学校・幼稚園学校医名簿

町名	学校名	学校医	院名	院住所	摘要
深江町	深江小学校	城野 健児	しろの医院	南島原市深江町丙540-1	
	小林小学校	布井 清児	布井内科医院	南島原市深江町丙637	
	大野木場小学校	泉川 欣一	泉川病院	南島原市深江町丁2405	
	深江中学校	泉川 卓也	泉川病院	南島原市深江町丁2405	H28.4.1より
布津町	布津小学校	池田 博海	池田医院	南島原市布津町甲1	
	飯野小学校	明島 淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
	布津中学校	明島 淳民	明島整形外科医院	南島原市布津町乙1859-2	
有家町	有家小学校	坂上 和平	坂上整形外科医院	南島原市有家町山川378-1	
	蒲河小学校	小嶺 俊	小嶺整形外科クリニック	南島原市有家町山川1204-1	
	新切小学校	小嶺 俊	小嶺整形外科クリニック	南島原市有家町中須川195-1	
	堂崎小学校	常岡 伯紹	つねおかクリニック	南島原市有家町久保21-1	
	有家中学校	池田 武士	池田循環器科内科	南島原市有家町山川347-1	H28.4.1より
西有家町	西有家小学校	永田 進一	永田内科泌尿器科医院	南島原市西有家町須川61-2	
		磯野 潔	いその産婦人科医院	南島原市西有家町須川1792	H28.4.1より
		伊崎 祐介	伊崎医院	南島原市西有家町里坊118	
	西有家中学校	石川 和仁	石川内科医院	南島原市西有家町里坊25-1	
		伊崎 祐介	伊崎医院	南島原市西有家町里坊118	
北有馬町	有馬小学校	佐藤 哲也	北有馬クリニック	南島原市北有馬町己760-1	
	北有馬中学校	佐藤 克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
	北有馬幼稚園	佐藤 克昭	さとう内科医院	南島原市北有馬町丁33-1	
南有馬町	南有馬小学校	太田 大作	菜の花クリニック	南島原市南有馬町乙1565-1	H28.4.1より
	南有馬中学校	浦上 裕彦	浦上病院	南島原市南有馬町甲1285-1	
口之津町	口之津小学校	塩田 善之	しおた内科胃腸科医院	南島原市口之津町甲2146-2	
	口之津中学校	植木 英祐	植木内科医院	南島原市口之津町甲1642	
加津佐町	加津佐小学校	栗原 公太郎	栗原医院	南島原市加津佐町己3089-1	
	野田小学校	森 礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	
	加津佐中学校	森 礼史	森医院	南島原市加津佐町己3259-1	

平成28年度 南島原市小学校・中学校・幼稚園学校歯科医名簿

町名	学校名	学校歯科医	院名	院住所	摘要
深江町	深江小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
	小林小学校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
	大野木場小学校	泉 卓歩	泉歯科医院	南島原市深江町丙748-1	
	深江中学校	前川 二郎	前川歯科医院	南島原市深江町丙800-7	
布津町	布津小学校	前川 克也	前川歯科医院	南島原市布津町乙1882-1	
	飯野小学校	前川 克也	前川歯科医院	南島原市布津町乙1882-1	
	布津中学校	前川 克也	前川歯科医院	南島原市布津町乙1882-1	
有家町	有家小学校	松島 俊一郎	まつしま歯科医院	南島原市有家町山川398-2	
	蒲河小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	
	新切小学校	小嶺 隆一	小嶺歯科医院	南島原市有家町久保18-3	
	堂崎小学校	佐藤 晃一	さとう歯科クリニック	南島原市有家町原尾628-1	
	有家中学校	小嶺 陽	あきらデンタルクリニック	南島原市有家町蒲河339-4	
西有家町	西有家小学校	入江 敏章	入江歯科医院	南島原市西有家町須川1197-19	
	西有家中学校	高橋 昌臣	高橋歯科医院	南島原市西有家町須川1780	H28.4.1より
北有馬町	有馬小学校	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
	北有馬中学校	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
	北有馬幼稚園	川島 綱	川島歯科医院	南島原市北有馬町戊2864-1	
南有馬町	南有馬小学校	菅 徳明	菅歯科医院	南島原市南有馬町乙974	
	南有馬中学校	本多 洋哉	本多歯科医院	南島原市南有馬町丁410	
口之津町	口之津小学校	中尾 美和	みわ歯科医院	南島原市口之津町甲2710-1	
	口之津中学校	八木 敬子	八木歯科医院	南島原市口之津町丁5352	
加津佐町	加津佐小学校	渡邊 尚海	渡邊歯科医院	南島原市加津佐町己3690-5	
	野田小学校	山崎 柳太郎	山崎歯科医院	南島原市加津佐町己2232-1	
	加津佐中学校	立川 安彦	立川歯科医院	南島原市加津佐町己3240-5	

平成28年度 南島原市小学校・中学校学校薬剤師名簿

町名	学校名	学校薬剤師	薬局名	薬局住所	摘要
深江町	深江小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	小林小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	大野木場小学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
	深江中学校	桧和田 洋一	健康堂薬局	南島原市深江町丁2381-2	
布津町	布津小学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	飯野小学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
	布津中学校	西岡 雄一	あんなか薬局	島原市安徳町丁4309	
有家町	有家小学校	吉田 恵美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	蒲河小学校	亀山 貴康	亀山薬局白崎店	南島原市有家町山川351-3	
	新切小学校	亀山 敦子	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
	堂崎小学校	吉田 恵美子	島原薬剤師会薬局	島原市下川尻町7932-8	
	有家中学校	亀山 貴康	亀山薬局	南島原市有家町久保43	
西有家町	西有家小学校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	H28.4.1より
	西有家中学校	山室 昌代	フラワー調剤薬局	島原市中堀町62	H28.4.1より
北有馬町	有馬小学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	北有馬中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
南有馬町	南有馬小学校	本村 篤子	本村長盛堂薬局	南島原市南有馬町乙408	
	南有馬中学校	本村 篤子	本村長盛堂薬局	南島原市南有馬町乙408	
口之津町	口之津小学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
	口之津中学校	永野 拓慎	健康堂薬局ありえ店	南島原市有家町蒲河416-2	
加津佐町	加津佐小学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
	野田小学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	
	加津佐中学校	元山 久美子	ショッピングセンターもとやま薬品部	南島原市加津佐町己3108	

議案第13号

南島原市文化財保護審議会委員の委嘱について

提案理由

南島原市文化財保護条例第17条第1項及び南島原市文化財保護審議会規則第3条の規定により提案する。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市文化財保護審議会委員名簿(案) 任期：平成28年4月1日～平成30年3月31日

	氏名	ふりがな	性別	任期		備考
1	飯田 清親	いいだ きよちか	男	H28.4.1	H30.3.31	口之津史談会
2	生駒 輝彦	いこま てるひこ	男	H28.4.1	H30.3.31	有家史談会
3	佐藤 光典	さとう みつのり	男	H28.4.1	H30.3.31	有馬歴史研究会
4	嶋田 惣二郎	しまだ そうじろう	男	H28.4.1	H30.3.31	有家史談会
5	山下 貞文	やました さだふみ	男	H28.4.1	H30.3.31	有家史談会
6	田中 妙	たなか たえ	女	H28.4.1	H30.3.31	原城跡観光ガイドの会

議案第14号

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

提案理由

平成28年度の組織改正等に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「町の区域ごとに」を削る。

別表第1学校教育課の部学校教育班の項中「就学指導」を「教育支援」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市教育委員会事務局組織規則（平成18年南島原市教育委員会規則第4号）新旧対照表

新			旧		
(組織)			(組織)		
第2条 (略)			第2条 (略)		
2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。			2 前項に定めるもののほか、事務局の事務の一部を処理するため、 <u>町の区域ごと</u> に教育振興班を置くことができる。ただし、当該教育振興班は、生涯学習課の所管とする。		
別表第1 (第3条関係)			別表第1 (第3条関係)		
課等	班	事務分掌	課等	班	事務分掌
(略)			(略)		
学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (11) 学校事務の共同実施に関すること。	学校教育課	学事班	(1) 市立小学校及び中学校の通学区域の設定、変更及び廃止に関すること。 (2) 児童生徒の就学、転学、退学等に関すること。 (3) 学齢簿の作成、整理及び保管に関すること。 (4) 幼稚園及び学校の予算配当並びに予算執行審査に関すること。 (5) 教科書の無償給与事務に関すること。 (6) 教材用備品に関すること。 (7) スクールバス及び通学補助に関すること。 (8) 就園奨励費補助に関すること。 (9) 児童生徒の就学援助に関すること。 (10) 教育美術展及び科学技術展に関すること。 (11) 学校事務の共同実施に関すること。

新		旧	
学校教育 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 幼稚園に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教材教具の整理に関すること。 (5) 学校統計に関すること。 (6) 児童生徒の地域間交流に関すること。 (7) 外国語指導助手に関すること。 (8) 学校評議員に関すること。 (9) <u>教育支援</u>に関すること。 (10) 就学時健康診断に関すること。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関すること。 (12) 教職員の休暇、旅行に関すること。 (13) 教職員の福利厚生に関すること。 (14) 教職員の職員団体に関すること。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関すること。 (16) 校長会及び教頭会等に関すること。 (17) 教職員の研修に関すること。 (18) 幼稚園及び学校の行事等に関すること。 (19) 遠足、見学及び修学旅行に関すること。 (20) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関すること。 (21) 人権教育に関すること。 	学校教育 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校の設置及び廃止に関すること。 (2) 幼稚園に関すること。 (3) 学級編制に関すること。 (4) 教材教具の整理に関すること。 (5) 学校統計に関すること。 (6) 児童生徒の地域間交流に関すること。 (7) 外国語指導助手に関すること。 (8) 学校評議員に関すること。 (9) <u>就学指導</u>に関すること。 (10) 就学時健康診断に関すること。 (11) 教職員の任免、服務、分限その他人事に関すること。 (12) 教職員の休暇、旅行に関すること。 (13) 教職員の福利厚生に関すること。 (14) 教職員の職員団体に関すること。 (15) 教科用図書の採択及び教材に関すること。 (16) 校長会及び教頭会等に関すること。 (17) 教職員の研修に関すること。 (18) 幼稚園及び学校の行事等に関すること。 (19) 遠足、見学及び修学旅行に関すること。 (20) 学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項（教育相談等を含む。）に関すること。 (21) 人権教育に関すること。
学校保健 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理に関すること。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。 	学校保健 班	<ul style="list-style-type: none"> (1) 園児及び児童生徒並びに教職員の健康管理に関すること。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

新		旧	
	<ul style="list-style-type: none"> (3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関する こと。 (4) 学校の環境衛生に関すること。 (5) 結核対策に関すること。 (6) 学校給食に関すること。 (7) 園児及び児童生徒の安全に関すること。 (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター に関すること。 (9) 学校体育に関すること。 		<ul style="list-style-type: none"> (3) 園児及び児童生徒の福利厚生に関する こと。 (4) 学校の環境衛生に関すること。 (5) 結核対策に関すること。 (6) 学校給食に関すること。 (7) 園児及び児童生徒の安全に関すること。 (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センター に関すること。 (9) 学校体育に関すること。
(略)		(略)	

議案第15号

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則について

提案理由

国民の祝日に関する法律の改正に伴い、所要の改正の行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校処務規則（平成18年南島原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の1（別紙）中

「敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日」

を

「山の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日」

に改める。

様式第3号の2（別紙）中

「海の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日」

を

「海の日・山の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校処務規則の一部を改正する教育委員会規則 新旧対照表
 南島原市立小・中学校処務規則（平成18年南島原市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

新

様式第3号の1（第4条関係）小学校

		年 月					第 学年 組					児童出席簿															学級担任氏名		⑧													
番 号	氏名 日 曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	停 止 ・ 忌 引	病 欠	事 故 欠	出 席 日 数	遅 刻	早 引	備 考	授業日数		日
		1																																							男	
2																																						女				
3																																					計					
4																																										
5																																										
6																																					入学者数	男				
7																																					女					
8																																					計					
9																																										
10																																										
11																																										
12																																						転退学者数	女			
13																																										
14																																										
15																																						計				
16																																							男			
17																																										
18																																						女				
19																																										
20																																						計				
21																																										
22																																										
23																																							出席総数	女		
24																																										
25																																						計				

新

(別紙)

小学校児童出席簿記入の手引

- 曜日の欄は、週休日を朱書きし、その下には赤の実線を引く。
- 日曜日を授業日とした場合、「日」の字の上に「出」と黒で書き、代日の「曜日」の字の上に「代」と朱書きする。曜日の欄の下には「〇〇のため振替」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 国民の祝日は、その名称を曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 国民の祝日が日曜日に当たる場合、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日の曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 月末の余り日は、日を表す数字の欄を含め、黒の実線を引く。
- 臨時に休業する場合、曜日の欄の下には「〇〇のため臨時休業」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 休業日は、休業日の名称をその最初の日の曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。休業最後の日も曜日の欄の下に赤の実線を引き、最初の日の曜日の欄の下から最後の日の実線の下に向けて、右下がりの斜線を引く。
- 8月は、日・曜日・氏名・本月末在籍数・入学者数・転(退)学者数を記入する。
登校日は、参考のため、出欠を鉛筆書きしておく。
- 記入符号は、次のとおりとし、理由も書く。出席の場合は、空欄とする。

病欠…× 事故欠…／ 忌引…≠

停止…テ 遅刻…∅ 早退…ハ

- 忌引日数は、次のとおりである。(休日は通算する。)
父母…7日 祖父母・兄弟姉妹…3日 伯叔父母…1日 曾祖父母…1日
ただし、遠距離の場合は、往復の日数を加算できる。
- 停止や忌引の日数は、出席・欠席いずれの日数にも入れない。
- 欠席の理由は、備考欄に記入する。
- 転入の場合は、その日の欄に「転入」と記入し、備考欄に年月日を記入する。転入の前日までは、赤の実線を引く。
- 転出の場合は、その日の欄に「転出」と記入し、転出先の学校の入学許可日の前日の欄に「転学」と記入する。その間は、黒の実線を引く。転学と記入した後は、3月末まで赤の実線を引き、氏名も赤の1本線で抹消する。備考欄には、転学した年月日を記入する。
- 記入事項に変更があった場合は、その都度記入する。その際、変更の場合は、赤の1本線を引き変更する。誤記訂正の場合は、赤の2本線を引き訂正印を押す。
- 担任印は、その月の終了後、完結の意味で押印する。
- 卒業学年は、卒業式の翌日から3月24日まで曜日の欄の下に黒の実線を引く。
- 長期休業日
学年始休業日 4月1日～4月5日
夏季休業日 7月21日～8月31日
冬季休業日 12月25日～1月7日
学年末休業日 3月25日～3月31日

新

19 国民の祝日

元日・成人の日・建国記念の日・春分の日・昭和の日・憲法記念日・みどりの日・こどもの日・海の日・山の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日

その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、休日とする。この日は、曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。

20 不登校状態の児童の出席の処理については、学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合は、出席扱いとする。なお、この場合の出席簿の記入は、「△」を記入する。

その後、／又は×と記入した日が出席扱いと認められた場合は、上に「△」を重ねて記入する。備考欄には、出席扱いとした日数及び通所又は入所した施設名を記入する。

21 出席簿は、4月1日から3月31日まで全日を記入する。

22 月末には、月末在籍数・出席日数・欠席日数等を記入する。

23 この記入要領以外の事項については、各校で統一した記入要領により記入する。

様式第3号の1 (第4条関係) 小学校

		年 月		第 学年 組		児童出席簿		学級担任氏名		㊞																																	
番号	氏名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	停止・忌引	病	事	出	退	早	備	考	月	
		曜日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									授業日数	日
1																																										男	
2																																										女	
3																																										計	
4																																										男	
5																																										女	
6																																										計	
7																																										男	
8																																										女	
9																																										計	
10																																										男	
11																																										女	
12																																										計	
13																																										男	
14																																										女	
15																																										計	
16																																										男	
17																																										女	
18																																										計	
19																																										男	
20																																										女	
21																																										計	
22																																										男	
23																																										女	
24																																										計	
25																																										計	

(別紙)

小学校児童出席簿記入の手引

- 1 曜日の欄は、週休日を朱書きし、その下には赤の実線を引く。
- 2 日曜日を授業日とした場合、「日」の字の上に「出」と黒で書き、代日の「曜日」の字の上に「代」と朱書きする。曜日の欄の下には「〇〇のため振替」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 3 国民の祝日は、その名称を曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 4 国民の祝日が日曜日に当たる場合、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日の曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 5 月末の余り日は、日を表す数字の欄を含め、黒の実線を引く。
- 6 臨時に休業する場合、曜日の欄の下には「〇〇のため臨時休業」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。
- 7 休業日は、休業日の名称をその最初の日の曜日の欄の下に朱書きし、余白は赤の実線を引く。休業最後の日も曜日の欄の下に赤の実線を引き、最初の日の曜日の欄の下から最後の日の実線の下に向けて、右下がりの斜線を引く。
- 8 8月は、日・曜日・氏名・本月末在籍数・入学者数・転(退)学者数を記入する。
登校日は、参考のため、出欠を鉛筆書きしておく。
- 9 記入符号は、次のとおりとし、理由も書く。出席の場合は、空欄とする。

<small>ハラ</small>	<small>旅</small>	<small>祖父</small>
病欠…×	事故欠…/	忌引…≠

<small>インフルエンザ</small>	<small>遅刻</small>	<small>早退</small>
停止…テ	遅刻…〇	早退…ハ

- 10 忌引日数は、次のとおりである。(休日は通算する。)
父母…7日 祖父母・兄弟姉妹…3日 伯叔父母…1日 曾祖父母…1日
ただし、遠距離の場合は、往復の日数を加算できる。
- 11 停止や忌引の日数は、出席・欠席いずれの日数にも入れない。
- 12 欠席の理由は、備考欄に記入する。
- 13 転入の場合は、その日の欄に「転入」と記入し、備考欄に年月日を記入する。転入の前日までは、赤の実線を引く。
- 14 転出の場合は、その日の欄に「転出」と記入し、転出先の学校の入学許可日の前日の欄に「転学」と記入する。その間は、黒の実線を引く。転学と記入した後は、3月末まで赤の実線を引き、氏名も赤の1本線で抹消する。備考欄には、転学した年月日を記入する。
- 15 記入事項に変更があった場合は、その都度記入する。その際、変更の場合は、赤の1本線を引き変更する。誤記訂正の場合は、赤の2本線を引き訂正印を押す。
- 16 担任印は、その月の終了後、完結の意味で押印する。
- 17 卒業学年は、卒業式の翌日から3月24日まで曜日の欄の下に黒の実線を引く。
- 18 長期休業日

学年始休業日	4月1日～4月5日
夏季休業日	7月21日～8月31日
冬季休業日	12月25日～1月7日
学年末休業日	3月25日～3月31日

19 国民の祝日

元日・成人の日・建国記念の日・春分の日・昭和の日・憲法記念日・みどりの日・こどもの日・海の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日

その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、休日とする。この日は、曜日の欄の下に「休日」と朱書きし、余白は赤の実線を引く。

20 不登校状態の児童の出席の処理については、学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該児童の学校復帰のために適切であると校長が認める場合は、出席扱いとする。なお、この場合の出席簿の記入は、「△」を記入する。

その後、／又は×と記入した日が出席扱いと認められた場合は、上に「△」を重ねて記入する。備考欄には、出席扱いとした日数及び通所又は入所した施設名を記入する。

21 出席簿は、4月1日から3月31日まで全日を記入する。

22 月末には、月末在籍数・出席日数・欠席日数等を記入する。

23 この記入要領以外の事項については、各校で統一した記入要領により記入する。

新

(別紙)

中学校生徒出席簿記入の手引

- 1 週休日は、教科の欄に「週休日」と朱書きする。
- 2 日曜日を授業日とした場合、代日の教科の欄に「週休日」と朱書きする。曜日の欄の下（指導者の欄）には「〇〇のため振替」と朱書きする。
- 3 国民の祝日は、その名称を教科の欄に朱書きする。
- 4 国民の祝日が日曜日に当たる場合、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日の教科の欄に「休日」と朱書きする。
- 5 月の初めと終わりの余白は、月日を表す数字の欄を含め、黒の右下がりの実線を引く。
- 6 臨時に休業する場合、教科の欄には「〇〇のため臨時休業」と朱書きする。
- 7 休業日は、休業日の名称をその最初の日の教科の欄に朱書きし、その右から赤の実線を引く。休業最後の日も同様にし、教科の欄に休業日の名称を朱書きする。
- 8 8月は、日・曜日・氏名・本月末在籍数・入学者数・転（退）学者数を記入する。
登校日は、参考のため、出欠を鉛筆書きしておく。
- 9 記入符号は、次のとおりとし、理由も書く。出席の場合は、空欄とする。

病欠…× 事故欠…／ 忌引…≠

停止…テ 遅刻…◇ 早退…ハ

- 10 忌引日数は、次のとおりである。（休日は通算する。）
父母…7日 祖父母・兄弟姉妹…3日 伯叔父母…1日 曾祖父母…1日
ただし、遠距離の場合は、往復の日数を加算できる。
- 11 停止や忌引の日数は、出席・欠席いずれの日数にも入れない。
- 12 欠席の理由は、備考欄に記入する。
- 13 転入の場合は、その日の欄に「転入」と記入し、備考欄に年月日を記入する。転入の前日まで、赤の実線を引く。
- 14 転出の場合は、その日の欄に「転出」と記入し、転出先の学校の入学許可日の前日の欄に「転学」と記入する。その間は、黒の実線を引く。転学と記入した後は、3月末まで赤の実線を引き、氏名も赤の1本線で抹消する。備考欄には、転学した年月日を記入する。
- 15 記入事項に変更があった場合は、その都度記入する。その際、変更の場合は、赤の1本線を引き変更する。誤記訂正の場合は、赤の2本線を引き訂正印を押す。

新

- 16 担任印は、その月の終了後、完結の意味で押印する。
- 17 卒業学年は、卒業式の翌日から3月24日まで教科の欄に黒の実線を引く。
- 18 長期休業日
- | | |
|--------|--------------|
| 学年始休業日 | 4月 1日～4月 5日 |
| 夏季休業日 | 7月21日～8月31日 |
| 冬季休業日 | 12月25日～1月 7日 |
| 学年末休業日 | 3月25日～3月31日 |
- 19 国民の祝日
- 元日・成人の日・建国記念の日・春分の日・昭和の日・憲法記念日・みどりの日・こどもの日・海の日・山の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日
- その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、休日とする。この日は、教科の欄に「休日」と朱書きする。
- 20 不登校状態の生徒の出席の処理については、学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合は、出席扱いとする。なお、この場合の出席簿の記入は、「△」を記入する。
- その後、／又は×と記入した時間が出席扱いと認められた場合は、上に「△」を重ねて記入する。備考欄には、出席扱いとした日数及び通所又は入所した施設名を記入する。
- 21 出席簿は、4月1日から3月31日まで全日を記入する。
- 22 月末には、月末在籍数・出席日数・欠席日数等を記入する。
- 23 この記入要領以外の事項については、各校で統一した記入要領により記入する。

(別紙)

中学校生徒出席簿記入の手引

- 1 週休日は、教科の欄に「週休日」と朱書きする。
- 2 日曜日を授業日とした場合、代日の教科の欄に「週休日」と朱書きする。曜日の欄の下（指導者の欄）には「〇〇のため振替」と朱書きする。
- 3 国民の祝日は、その名称を教科の欄に朱書きする。
- 4 国民の祝日が日曜日に当たる場合、その日後においてその日に最も近い国民の祝日でない日の教科の欄に「休日」と朱書きする。
- 5 月の初めと終わりの余白は、月日を表す数字の欄を含め、黒の右下がりの実線を引く。
- 6 臨時に休業する場合、教科の欄には「〇〇のため臨時休業」と朱書きする。
- 7 休業日は、休業日の名称をその最初の日の教科の欄に朱書きし、その右から赤の実線を引く。休業最後の日も同様にし、教科の欄に休業日の名称を朱書きする。
- 8 8月は、日・曜日・氏名・本月末在籍数・入学者数・転（退）学者数を記入する。
登校日は、参考のため、出欠を鉛筆書きしておく。
- 9 記入符号は、次のとおりとし、理由も書く。出席の場合は、空欄とする。

<small>ハラ</small> 病欠…×	<small>該</small> 事故欠…／	<small>祖父</small> 忌引…≠
<small>インフルエンザ</small> 停止…テ	遅刻…〇	早退…ハ
- 10 忌引日数は、次のとおりである。（休日は通算する。）
 父母…7日 祖父母・兄弟姉妹…3日 伯叔父母…1日 曾祖父母…1日
 ただし、遠距離の場合は、往復の日数を加算できる。
- 11 停止や忌引の日数は、出席・欠席いずれの日数にも入れない。
- 12 欠席の理由は、備考欄に記入する。
- 13 転入の場合は、その日の欄に「転入」と記入し、備考欄に年月日を記入する。転入の前日まで、赤の実線を引く。
- 14 転出の場合は、その日の欄に「転出」と記入し、転出先の学校の入学許可日の前日の欄に「転学」と記入する。その間は、黒の実線を引く。転学と記入した後は、3月末まで赤の実線を引き、氏名も赤の1本線で抹消する。備考欄には、転学した年月日を記入する。
- 15 記入事項に変更があった場合は、その都度記入する。その際、変更の場合は、赤の1本線を引き変更する。誤記訂正の場合は、赤の2本線を引き訂正印を押す。

- 16 担任印は、その月の終了後、完結の意味で押印する。
- 17 卒業学年は、卒業式の翌日から3月24日まで教科の欄に黒の実線を引く。
- 18 長期休業日
- | | |
|--------|--------------|
| 学年始休業日 | 4月 1日～4月 5日 |
| 夏季休業日 | 7月21日～8月31日 |
| 冬季休業日 | 12月25日～1月 7日 |
| 学年末休業日 | 3月25日～3月31日 |
- 19 国民の祝日
- 元日・成人の日・建国記念の日・春分の日・昭和の日・憲法記念日・みどりの日・こどもの日・海の日・敬老の日・秋分の日・体育の日・文化の日・勤労感謝の日・天皇誕生日
- その前日及び翌日が国民の祝日である日（国民の祝日でない日に限る。）は、休日とする。この日は、教科の欄に「休日」と朱書きする。
- 20 不登校状態の生徒の出席の処理については、学校外の施設において相談・指導を受け、そのことが当該生徒の学校復帰のために適切であると校長が認める場合は、出席扱いとする。なお、この場合の出席簿の記入は、「△」を記入する。
- その後、／又は×と記入した時間が出席扱いと認められた場合は、上に「△」を重ねて記入する。備考欄には、出席扱いとした日数及び通所又は入所した施設名を記入する。
- 21 出席簿は、4月1日から3月31日まで全日を記入する。
- 22 月末には、月末在籍数・出席日数・欠席日数等を記入する。
- 23 この記入要領以外の事項については、各校で統一した記入要領により記入する。

議案第16号

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則について

提案理由

南島原市立小学校の統廃合に伴い、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則（平成18年南島原市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

南島原市立布津小学校	1、2年生	貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松
	3年生	貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
	4～6年生	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
南島原市立布津小学校第一分校	1～3年生	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田
南島原市立布津小学校第二分校	1、2年生	蔭平、木場、向木場、八重坂

」

を

「

南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂
------------	-----	---

」

に、

「

南島原市立西有家 小学校	全学年	須川名、里坊名全域
南島原市立龍石小 学校	全学年	龍石名（堀戸、加倉を除く。）
南島原市立慈恩寺 小学校	全学年	慈恩寺名（落ノ上を含む。）
南島原市立見岳小 学校	全学年	見岳名全域
南島原市立長野小 学校	全学年	長野名（堀戸、加倉を含み、落ノ上を除く。）

」

を

「

南島原市立西有家 小学校	全学年	西有家町内全域
-----------------	-----	---------

」

に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市立小・中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新			旧		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
学校名	学年	通学区域	学校名	学年	通学区域
(略)			(略)		
南島原市立布津小学校	全学年	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂	南島原市立布津小学校	1、2年生	貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松
		3年生		貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂	
4～6年生	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田、貝崎第1、貝崎第2、貝崎浜第1、貝崎浜第2、尾篠、中通第1、中通第2、湯田第1、湯田第2、大崎、植松、新田、三本松、蔭平、木場、向木場、八重坂				
(略)			南島原市立布津小学校第一分校	1～3年生	野田第1、野田第2、野田第3、野田第4、丸山、寺田
(略)			南島原市立布津小学校第二分校	1、2年生	蔭平、木場、向木場、八重坂
(略)			(略)		
南島原市立西有家小学校	全学年	西有家町内全域	南島原市立西有家小学校	全学年	須川名、里坊名全域
(略)			南島原市立龍石小学校	全学年	龍石名(堀戸、加倉を除く。)

新	旧		
	南島原市立慈 恩寺小学校	全学年	慈恩寺名（落ノ上を含む。）
	南島原市立見 岳小学校	全学年	見岳名全域
	南島原市立長 野小学校	全学年	長野名（堀戸、加倉を含み、落ノ上を除く。）
	(略)		

議案第 17 号

南島原市就学指導委員会規則を廃止する規則について

提案理由

審議会等の見直しにより、現委員会を付属機関として継続するため、
条例を制定することにより、規則を廃止するもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市就学指導委員会規則を廃止する規則
南島原市就学指導委員会規則（平成18年南島原市教育委員会規則第11号）は、
廃止する。

附 則
この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 18 号

南島原市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則について

提案理由

南島原市社会教育指導員は、地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する嘱託職員に該当するため、南島原市嘱託職員の設置に関する規則の別表に「社会教育指導員」を追加し、規則を廃止するもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市社会教育指導員に関する規則を廃止する規則
南島原市社会教育指導員に関する規則（平成18年南島原市教育委員会規則第15号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

議案第19号

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市公民館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「保育園」を「保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市公民館条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、<u>保育園又は認定こども園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は<u>保育園</u>が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>

新

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市公民館利用許可申請書
南島原市教育委員会 様

住所 _____
申請者 氏名 _____ 印
電話番号 () _____

南島原市公民館及び附属設備の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名						
利用目的						利用者数	人					
利用施設名	公民館 室名											
利用附属設備												
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計						
	有料・免除(理由)	時間	回	円	円	円						
備考						受付者						

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

旧

様式第1号 (第4条関係)

年 月 日

南島原市公民館利用許可申請書
南島原市教育委員会 様

住所 _____
申請者 氏名 _____ 印
電話番号 () _____

南島原市公民館及び附属設備の利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名						
利用目的						利用者数	人					
利用施設名	公民館 室名											
利用附属設備												
利用日時	月	日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
		日	日	日	日	日	時	分	時	分		
使用料	室名・設備等	時間	回数	単価	小計	合計						
	有料・免除(理由)	時間	回	円	円	円						
備考						受付者						

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園が利用
- (6) その他

議案第20号

南島原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所要の改正を行うもの。

平成28年3月22日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

南島原市図書館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

様式第2号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

図書利用（団体）登録申込書

		登録図書館名	
申込年月日	年 月 日	1 新規	2 変更
フリガナ 団 体 名	-----		
フリガナ 代 表 者 氏 名	-----		
会 員 数	人		
代 表 者 住 所	〒 ー 市 町 番地 (地区名) 電話番号 ー ー (携帯番号 ー ー)		
事 務 所 の 所 在 地	〒 ー 市 町 番地 電話番号 ー ー (地区名)		
団 体 の 種 別	1 学校 2 幼稚園 3 会社 4 その他 () 又は法人 認定こども園		
備 考			
利用団体コード			

南島原市 図書館

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

新

様式第2号 (第6条関係)

図書利用 (団体) 登録申込書

		登録図書館名	
申込年月日	年 月 日	1 新規	2 変更
フリガナ 団体名	-----		
フリガナ 代表者氏名	-----		
会員数	人		
代表者住所	〒 ー 市 町 番地 (地区名)	電話番号 ー ー (携帯番号 ー ー)	
事務所の 所在地	〒 ー 市 町 番地 (地区名)	電話番号 ー ー	
団体の種別	1 学校 2 幼稚園 保育園 3 会社 又は法人 4 その他 () 認定こども園		
備考			
利用団体コード			

南島原市 図書館

旧

様式第2号 (第6条関係)

図書利用 (団体) 登録申込書

		登録図書館名	
申込年月日	年 月 日	1 新規	2 変更
フリガナ 団体名	-----		
フリガナ 代表者氏名	-----		
会員数	人		
代表者住所	〒 ー 市 町 番地 (地区名)	電話番号 ー ー (携帯番号 ー ー)	
事務所の 所在地	〒 ー 市 町 番地 (地区名)	電話番号 ー ー	
団体の種別	1 学校 2 幼稚園 保育園 3 会社 又は法人 4 その他 ()		
備考			
利用団体コード			

南島原市 図書館

議案第 21 号

南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部改正する規則
について

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部改正する規則
南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則（平成18年南島原市教育
委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第6条第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

様式第1号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市口之津図書館ホール利用条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第6条 条例第8条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p>

新

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市口之津図書館ホール利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

住所 _____
 申請者 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____

南島原市口之津図書館ホールの利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用日時	月	日	日	日	日	時	分	~	時	分	分
		日	日	日	日						
使用料	有料・免除 (理由)	時間		回数	単価	計					
		時間		回	円	円					
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用
- (6) その他

旧

様式第1号 (第3条関係)

年 月 日

南島原市口之津図書館ホール利用許可申請書

南島原市教育委員会 様

住所 _____
 申請者 氏名 _____ ㊟
 電話番号 () _____

南島原市口之津図書館ホールの利用を下記により申請します。なお、利用にあたっては関係条例・規則等を遵守します。

記

利用団体名						代表者名					
利用目的						利用者数	人				
利用日時	月	日	日	日	日	時	分	~	時	分	分
		日	日	日	日						
使用料	有料・免除 (理由)	時間		回数	単価	計					
		時間		回	円	円					
備考						受付者					

※ 太線内は記入しないこと。

免除理由

- (1) 市又は教育委員会と共催の行事
- (2) 市内公共団体及び社会福祉団体又は社会教育関係団体が利用
- (3) 国又は地方公共団体が利用
- (4) 国公立の学校又は学校法人が設立した私立の学校が利用
- (5) 市内の幼稚園又は保育園が利用
- (6) その他

議案第 22 号

南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則に
ついて

提案理由

施設の使用料を免除する団体に「認定こども園」を追加するため、所
要の改正を行うもの。

平成 28 年 3 月 22 日提出

南島原市教育委員会
委員長 坂上 三徳

南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則
南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則（平成18年南島原市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第7号中「又は保育園」を「、保育園又は認定こども園」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

南島原市深江ふるさと伝承館条例施行規則の一部を改正する規則（新旧対照表）

新	旧
<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園、保育園又は認定こども園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用料の免除)</p> <p>第7条 条例第10条の規定により、使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 市内の幼稚園又は保育園が利用するとき。</p> <p>(8) (略)</p> <p>2 (略)</p>